

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期的・継続的に企業価値を向上させることを経営の重要課題と位置付けており、株主、取引先、従業員等のステークホルダーと良好な関係の維持・発展を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。

そのため、経営環境の変化に対応した迅速で合理的な意思決定体制、実効性ある内部統制システムの構築、説明責任を果たすための適時適切な情報開示の実施等により、更なるコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大和 新	705,225	36.89
株式会社エラン	582,765	30.48
MN インターファッション株式会社	162,500	8.50
大豆生田 伸夫	145,250	7.60
狩野 高志	100,000	5.23
福島 信広	78,875	4.13
株式会社 an butter	37,875	1.98
大西 秀亜	1,625	0.08

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

10月

業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

株式会社エラン(以下、エラン)は、当社の大株主であるとともに、当社はエランの持分法適用会社に該当します。また、当社の取締役 5 名のうち、社外取締役の 1 名は、エラン社の社外取締役を努めております。企業価値の向上、コーポレートガバナンスの強化等の当社の経営課題への対応を含め、独立的な立場からの当社の経営に対する提言等を実施しております。

当社とエランの間においては、資本業務提携契約を締結しています。当社とエランの間における取引にあたっては、その他の取引先と同様の条件において実施するとともに、関連当事者取引における取引の事前承認及び管理を実施しています。

なお、当社における経営判断・執行については、株主総会の議題に対する各株主の議決権の行使を除き、当社の自主性及び独立性が尊重されています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石塚 明	他の会社の出身者				○			○				
大西 秀亜	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石塚 明		取締役を務める株式会社エランは当社のその他の関係会社であり、当社株式の33.3%を保有しております。 また、当社と株式会社エランは、患者衣lifeの共同開発をはじめ両社事業の強化・拡大をさらに加速することを目的として資本業務提携契約を締結しており、当社は患者衣lifeの製造及び同社への卸販売を行っています。	当社の持分法適用会社である株式会社エランの取締役を務めており、同社の経営戦略その他の経営に関する豊富な経験、実績及び見識を有しており、業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、当社取締役会において的確な助言及び提言を行うことで、企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの強化その他経営課題への対応に資するとの判断から社外取締役として選任しております。
大西 秀亜	○	——	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の社外取締役や株式会社キューブの社外取締役であり、同社の経営戦略その他の経営に関する豊富な経験、実績及び見識を有しており、業務執行を行う経営陣より独立した客観的立場から、当社取締役会において的確な助言及び提言を行うことで、企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの強化その他経営課題への対応に資するとの判断から社外取締役として選任しております。 また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	取締役報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

2025年9月12日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問委員会として「取締役報酬委員会」を設置することを決議しております。
本委員会の設置目的は、取締役の報酬に関する意思決定に独立役員である社外取締役が関与することにより、その意思決定手続きの客観性と透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とします。
当委員会の役割は、主に以下の事項についての取締役会への答申であります。
(1)当社の取締役が受ける報酬等の方針の策定及び改定
(2)当社の取締役が受ける報酬に関する開示内容の確認
(3)当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容
なお、報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役又は監査役3名以上で構成いたします。また、委員長は、取締役会の決議によって選定します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。具体的には、会計監査上のリスクに関しては、監査法人からの監査計画説明と監査結果報告のミーティングの中で、監査役や内部監査と情報共有しております。監査役と内部監査の連携としては、内部監査担当者と常勤監査役が毎月定例 MTG を実施し、内部監査及び監査役監査の実施状況の報告や内部統制上の課題の共有を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山野 智也子	公認会計士													
郡司 昌恭	公認会計士													
後藤 類	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山野 智也子	○	——	公認会計士の資格を有しており、その経理財務分野における豊富な経験、実績及び見識により、当社の業務執行を適切に監督していただくことができ、コーポレート・ガバナンスの強化に資するとの判断から選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

郡司 昌恭	○	当社社外監査役就任まで当社と顧問契約を締結しておりましたが、顧問料は少額であります。 また、それ以外に当社との間に利害関係はなく、独立性に問題はないと判断しております。	公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見から当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
後藤 類	○	当社社外監査役就任まで当社と顧問契約を締結しておりましたが、顧問料は少額であります。 また、それ以外に当社との間に利害関係はなく、独立性に問題はないと判断しております。	弁護士及び税理士の資格を有しており、その法務分野における豊富な経験、実績及び見識により、当社の業務執行を適切に監督することができ、コーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断しております。当社と同氏との間で人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものとして、独立役員としての資格を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な企業価値の向上を目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、取締役、従業員等へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、株主総会において決議された取締役に対する報酬総額の限度額の範囲内において、各取締役の役割・責務及び当社への貢献度等を勘案した上で、代表取締役社長に個別の報酬の決定を一任しています。なお、各取締役の報酬の決定を一任する理由は、当社の企業規模及び業績等を鑑みた上で、当社の全部門を統括する立場において最も公平かつ公正な判断が可能であるためです。

また、監査役の報酬等については、株主総会において決議された報酬総額の範囲内において、法令等に定める監査役の責務及び機能を十分に果たす上で必要な報酬額を勘案し、監査役会において協議の上決定しています。なお、当社の報酬体系においては、現在は固定報酬のみであり、業績連動報酬制度は導入していません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートするための専任の担当者は設けておりませんが、取締役会資料を事前配布し、社外取締役が検討する時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明・補足説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(代表取締役社長 大和新、取締役 COO 福島信広、取締役 CFO 相馬知明、社外取締役 石塚明、社外取締役 大西秀亜)で構成されております。代表取締役社長である大和新を議長とし、法令及び定款並びに社内規程に定められた事項の決議のほか、重要な業務執行の決定を行い、各取締役の相互牽制により各業務執行取締役の職務の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行える体制を取っております。また、取締役会には監査役3名(常勤監査役・社外監査役 山野智也子、社外監査役 郡司昌恭、社外監査役 後藤類)も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(常勤監査役・社外監査役 山野智也子、社外監査役 郡司昌恭、社外監査役 後藤類)で構成されております。常勤監査役である山野智也子を議長とし、原則として毎月1回開催されており、必要に応じて臨時で開催しております。監査役は取締役会への出席や各取締役との面談を通じて、また常勤監査役を中心に当社の日常的な事業活動を通じて、各取締役の職務執行の監督を行っております。さらに、常勤監査役は経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会への出席を通じて、監査役として意見を述べるほか、会計監査人及び内部監査室と連携しながら、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

c. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長 大和新、取締役 COO 福島信広、取締役 CFO 相馬知明により構成されており、常勤監査役・社外監査役 山野智也子がオブザーバー参加しております。代表取締役社長である大和新を議長とし、原則として毎週1回開催しております。経営会議は、持続的な成長のための意思決定会議として、会社の経営と執行に関する重要な事項についての決議、審議、報告を行っております。

d. コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、代表取締役社長 大和新を委員長、取締役 CFO 相馬知明を統括責任者とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項の協議や法令等の遵守状況の情報共有、リスクの洗い出し・評価、必要な対応策の策定等を行っております。委員会には委員長の指名する者(常勤取締役、執行役員、関連部署社員)が委員として参加するとともに、オブザーバーとして常勤監査役及び内部監査室長が参加しております。

f. 内部監査室

当社は、法令及び社内規程の遵守、効果的・効率的な業務の運営管理を目的として、代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、当社の全ての部門を監査対象とし、業務監査及び会計監査並びに代表取締役の特命により実施する特命監査を行うこととしております。業務監査は原則として年1回、全ての部門に対して実施しております。また、必要に応じて監査役会及び会計監査人と連携して、効率的な内部監査の実施に努めております。

g. 会計監査人

当社は、ES ネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化や業務執行の適正性の確保のためには、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役会を監査することが有効であると判断し、監査役会設置会社を選択しております。

具体的には、独立した外部の視点からのチェック体制の強化を図るため、監査役3名全員が社外監査役となっております。また、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、取締役5名のうち2名を社外取締役とするとともに、執行役員制度を採用しております。なお、現状当社では、当該制度の執行役員に該当する役職員はおりませんが、将来的な経営体制の強化・高度化にあたり、執行役員を選任する可能性があります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案検討のための時間を十分に確保できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 10 月決算であり、株主総会は1月開催となるため、集中日を回避したものとなっていると考えております。また株主総会開催日については、より多くの株主様が出席できるように留意して設定いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の検討課題としております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズを鑑み、今後検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び半期決算時の開催など、積極的に開催していくことを検討してまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後の株主構成に占める海外投資家の比率を鑑み、海外投資家向けの説明会の開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR 資料を当社ホームページに掲載します。	
IRに関する部署(担当者)の設置	Corporate Design DepartmentがIR 担当部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「適時開示規程」に基づき、ステークホルダーに対して経営方針、事業活動、財政情報等に関する情報について、公平かつ適時・適切な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、環境保全及び CSR の理念を内包した、サステナビリティの取り組みを推進し、その取り組みについて、当社ホームページ等に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対する公平かつ適時・適切な情報提供が重要であると認識しており、当社ホームページや決算説明会等を通じ、積極的に情報提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、有価証券上場規程第 439 条で定める体制を構築するため、2023 年9月 15 日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。当該基本方針で定めた体制及び事項は次のとおりであります。

1.買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

株主総会

選任・解任

報告

選任・解任

報告

監査

取締役会

コンプライアンス・
リスク管理委員会

報告

監査

監査役会

選定・解職・監督

報告

報告

代表取締役社長

指示

報告

内部監査室

連携

選任・解任

指示・監督

報告

経営会議

指示・監督

報告

連携

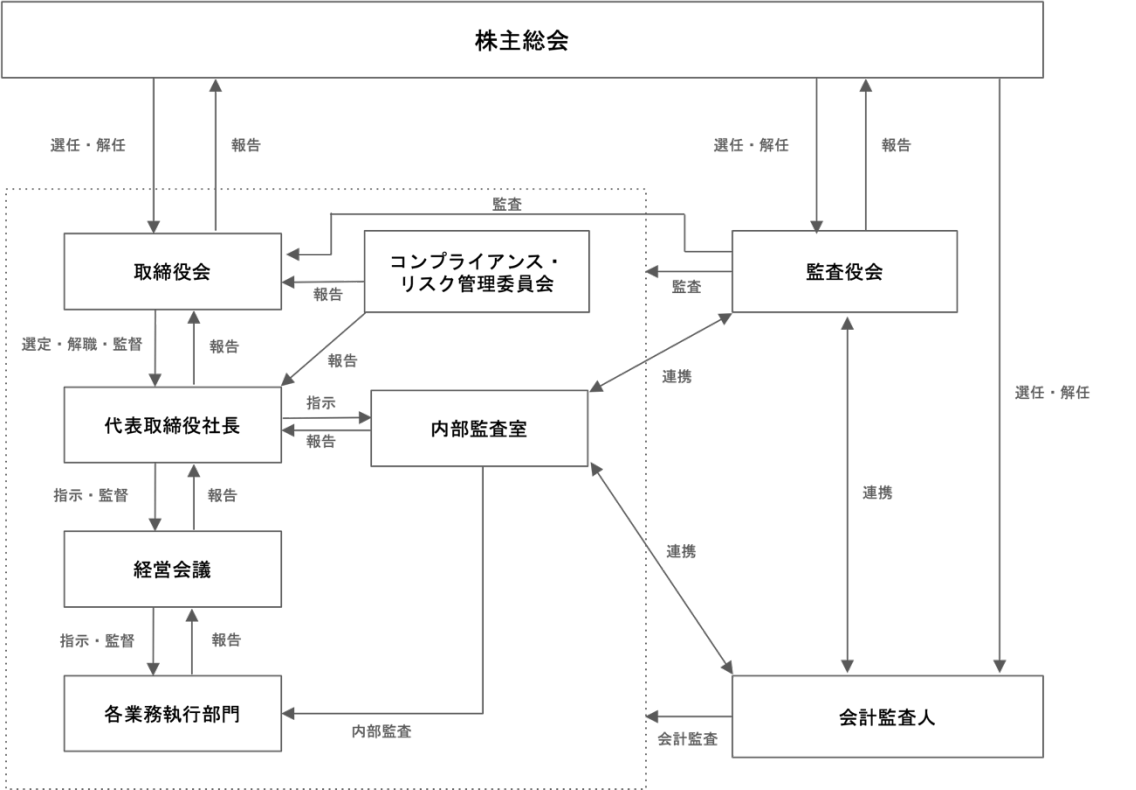
各業務執行部門

内部監査

連携

会計監査

会計監査人



Corporate Design
department

取締役会の付議事
項の確認

Corporate Design
department

開示の必要性の確
認、開示資料案作
成

代表取締役、取
締役CFO

開示資料案の内容
確認

取締役会

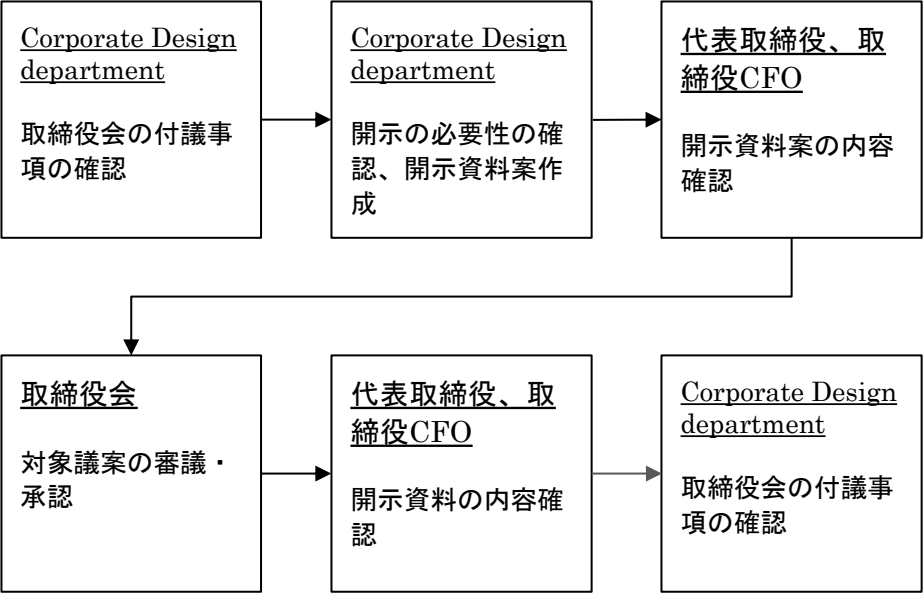
対象議案の審議・
承認

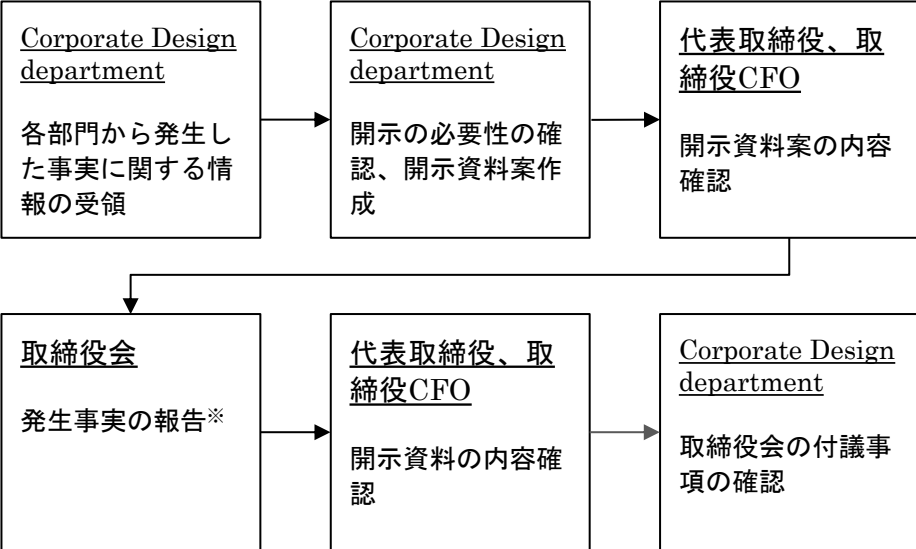
代表取締役、取
締役CFO

開示資料の内容確
認

Corporate Design
department

取締役会の付議事
項の確認





※緊急に開示すべき事案が発生した場合には、代表取締役及び取締役CFOの承認を得て速やかに開示し、取締役会には事後報告を行う。

各部門

決算に関する
資料・情報提供

Corporate Design
department

決算情報の取り纏め

監査法人

開示資料案の監査/
チェック

代表取締役、取
締役CFO

開示資料案の内容
確認

取締役会

開示資料の審議・
承認

代表取締役、取
締役CFO

開示資料案の内容
確認

Corporate Design
department

情報開示

